

大分大学医学部附属病院診療教授等選考委員会細則

平成21年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院診療教授等選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、診療教授、診療准教授及び診療講師（以下「診療教授等」という。）の候補者の選考その他診療教授等の称号付与に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副病院長
 - (3) 内科系及び外科系の診療科長 各2人
 - (4) 中央診療施設等の長 1人
 - (5) その他病院長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号から第5号までの委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、診療教授等候補者の推薦者である委員は、当該候補者の選考に係る議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第1－7号）

- 1 この細則は、平成21年3月31日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第3号から第5号までの委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 大分大学医学部附属病院診療教授等選考委員会規程（平成19年医学部附属病院規程第1－5号）は、廃止する。